

平成 19 年 4 月 10 日

武庫川流域委員会

運営委員会委員長 松本 誠 様

兵庫県 武庫川企画調整課
課長 松本 幸男

「武庫川シンポジウム」企画案について

「武庫川シンポジウム」の企画案については、武庫川の総合的な治水対策を展開していくための仕掛けづくりの一環として有意義な取り組みと考えています。ただ、このような取り組みは、単独で取り組んでいくのではなく、体系的あるいは有機的な連携の下に取り組んでいくべきものと考えています。その意味では、武庫川河川整備の“拠りどころ”となる河川整備基本方針（原案）がまとまっていない現在の状況の中でシンポジウムを開催することについては、時期尚早ではないかと考えています。

以下に項目毎の考え方を述べさせていただきます。

1 なぜ、基本方針（原案）の提示前にシンポジウムを開催する必要があるのか。

流域委員会の「提言」の中に「流域連携」の記述があり、県としてもその必要性は認識しています。しかし、県は現在この「提言」の実現可能性を検討しているところです。提言書の中に「流域連携」「上下流連携」の必要性、あるいは「流域住民と自治体との連携」などが記載されていますが、県としてはその拠りどころは「基本方針」の中に求めるべきと考えています。したがって、シンポジウム開催は、県との共催が前提であれば流域委員会との合意が図られてから以降に開催することが適当と考えています。

2 基調報告について

「提言」の簡単な紹介とありますが、県としては、その時点では基本方針（原案）の紹介をするのが適当と考えます。その意味からも基本方針（原案）について流域委員会との合意が図られてからの開催とすることが適当と考えています。

3 流域自治体との連携について

提言書 P. 158 から 159 を見ると、「多様な住民・市民の連携を促し、活動を支援していくためにも、流域自治体の役割は欠かせない」と流域 7 市の役割の重要性を述べておられますが、一方で、流域委員会の審議に 7 市の河川行政担当課長級等が出席し、終始審議を見守っていたにもかかわらず、提言の趣旨が正確に理解されていないと感じておられる。このような状況を踏まえ、まずはシンポジウムの前に流域自治体の理解を深めていくことが先決ではないでしょうか。

以上のことから、シンポジウムの開催は、武庫川の河川整備基本方針（原案）について流域委員会の提言を得て以降に検討するべきと考えます。